

「分野別の教育課程編成上の参照基準」について

1. 経緯

- 平成20年3月に中央教育審議会大学分科会でまとめられた「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」を受け、同年5月、文部科学省高等教育局長から日本学術会議宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」依頼。
- 平成22年7月、日本学術会議が「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に高等教育局長に手交。同文書において、各大学が分野別の教育課程を編成する際の参考となる基準として「分野別の教育課程編成上の参照基準」を策定することを提言。同年10月より、日本学術会議に設置された分野別の分科会等において、策定に向けた審議を開始。
- 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を受け、高等教育局長より、引き続き参照基準策定のための審議を進めるよう日本学術会議宛に依頼。

2. 主要な構成要素

(1) 当該学問分野の定義と固有の特性

(2) 当該学問分野で学生が身につけるべき基本的素養

- ①基本的な知識と理解
- ②基本的な能力:分野に固有の能力(※1)とジェネリックスキル(※2)
- (※1):専門的な知識や理解を活用する能力
- (※2):分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な事項に活用する能力

(3) 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(4) 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育との関わり

→「学士課程教育の質保証は、教養教育を含めた学士課程教育全体の観点から行われることが必要」との考え方の下、教養教育の原点となる理念である「市民性の涵養」と、そのための専門教育と教養教育との関わりの在り方についての基本的考え方を記述。

3. 策定状況

- 以下の分野において策定済み。(19分野)

・『経営学』(平成24年8月31日)	・『法学』、『言語学・文学』(平成24年11月30日)	・『家政学』(平成25年5月15日)
・『機械工学』(平成25年8月19日)	・『数理学』(平成25年9月18日)	・『生物学』(平成25年10月9日)
・『土木工学・建築学』(平成26年3月19日)	・『経済学』(平成26年8月29日)	・『材料工学』(平成26年9月1日)
・『地域研究』(平成26年9月3日)	・『歴史学』(平成26年9月9日)	・『政治学』(平成26年9月10日)
・『地理学』(平成26年9月30日)	・『文化人類学』(平成26年9月30日)	・『社会学』(平成26年9月30日)
・『心理学』(平成26年9月30日)	・『地球惑星科学』(平成26年9月30日)	・『社会福祉学』(平成27年6月19日)

※現在、『哲学』、『農学』、『統計学』等の分野において参照基準の策定に向けた審議を行っているところ。